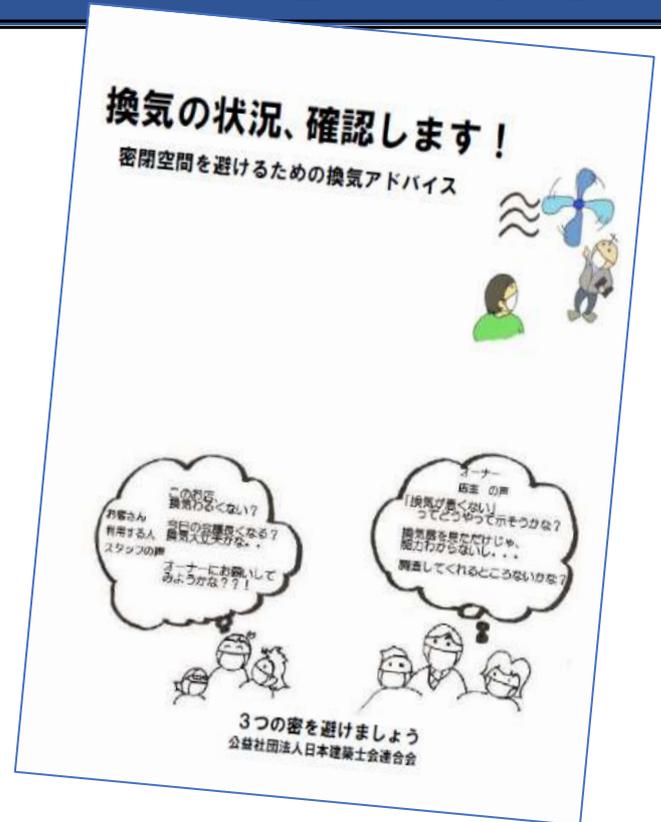


換気アドバイスの講習を開催します

建物の所有者・管理者、建築士など どなたでも参加できます
同時に登録講習修了者による換気のアドバイスを始めます

公益社団法人 長野県建築士会

- 日本各地で広まった新型コロナウイルス感染症に対して、私たちは流行の度に、人と人との接触を減らし、手洗いを励行し、マスクで飛沫拡散を防ぎ、空気中に滞留する飛沫核を換気によって室外に追い出す対策を取ってきました。
- その対策で一旦は収まったかに見えても、また感染がぶり返して拡大を始めてきたのは、なぜでしょうか？どこか対策に不十分などころがあるからでは無いでしょうか？
- 私たち建築士会が気になっているのは換気の部分です。空気中に滞留する飛沫核は、換気が悪いと、室外に追い出されずに、しばらく漂ってからゆっくりと降りてきて、再び人の呼吸器に入る可能性があります。
- いわゆる3密の状態になると、飛沫核の濃度も増し、一機に大勢に感染します。これがクラスターです。「3密を避けましょう！」というスローガンのうち、密閉空間、つまり換気の悪い空間を避けることが重要なのです。



換気アドバイス

建築士会では建築士（指定講習終了者）による下記内容での建物の訪問換気アドバイスを始めます。

- 部屋と窓・扉の大きさを計測します。
- 設備による換気量を測ります。
- 簡易シミュレーターで定員でのCO₂濃度を予測します。
- 部屋の各所での実際のCO₂濃度を機器測定します。

登録換気アドバイザーの訪問アドバイス（有料となります）をご希望の方は、長野県建築士会へご相談ください。

【相談先：公益社団法人長野県建築士会 電話 026-235-0561】

換気講習会

上記の換気アドバイザー講習会を開催します。どなたでも受けられます。受講は2つ方法があります。

いずれの参加方法でも参加は無料で講習終了登録（登録換気アドバイザー）可能（ただし、建築士会員に限ります。）で、建築士会連合会のHPに名簿掲載します。登録料3,300円（税込）また、CPD1単位付与します。

①長野県建築士会が開催する講習会に申し込む方法

➤開催日時 1回目 令和3年5月26日（水）午後1時30分～約1時間

2回目 令和3年6月2日（水）同上

上記のほか、申し込み状況を見て開催を計画します。（必要に応じて対面も検討します。）

➤開催方式 ZoomによるDVDオンライン講習（講習資料はweb上からダウンロードしていただきます。）

➤申込方法 ①別紙の申込書に必要事項を記載ください。

②次のメールアドレスへ申込書を送信ください（開催3日前まで：月曜日まで）

③ZoomのIDとパスワード及び資料ダウンロード用URLを返信します。

④開催日当日に開催時間になりましたらZoomにて参加ください。30分前入室可能とします。

○申込メールアドレス：n-shikai@avis.ne.jp 件名に「換気アドバイス講習申込」と記載

②建築士会連合会が開催するweb講習会に申し込む方法

連合会の講習窓口（以下のURL）から申し込んでください。講習内容も掲載しています。

<https://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/kanki/seminar.html>

○上記いずれもの問合せ先：公益社団法人長野県建築士会 電話 026-235-0561

換気アドバイス講習会申込書

送信先メールアドレス：n-shikai@avis.ne.jp

項目	申込内容
申込日	年 月 日
講習受講希望日	<input type="checkbox"/> 5月26日(水) <input type="checkbox"/> 6月2日(水) いずれかに✓をしてください
お名前	
フリガナ	
自宅住所	〒
自宅電話番号(携帯)	
勤務先名(会社名)	
勤務先住所	〒
勤務先電話番号	
送信先メールアドレス	
建築士資格	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし いずれかに✓をしてください
所属建築士会名	建築士会(加入者のみ記載)
CPD 番号	
換気アドバイザー講習 終了登録の有無	<input type="checkbox"/> 登録を希望する <input type="checkbox"/> 登録は希望しない いずれかに✓をしてください

注1) 講習日によって、人数が多い場合は、別の日に振替をお願いする場合があります。

建築士会連合会のweb講習会の申し込みも検討してください。

注2) 申し込みした講習開催日の前日までに、ZoomのIDなどの連絡が届かない場合は建築士会事務局まで電話連絡ください。

注3) 換気アドバイス業務の受託は、相互の契約に基づくものであり、建築士会は責任を負いません。

注4) 換気アドバイザーは名簿の情報提供を行うのみで、建築士会としてのあっせんは行いません。

注5) 換気アドバイザー業務に係る質問等は建築士会連合会においてメールで対応を予定しています。

注6) 換気アドバイザーが換気アドバイスを行った場合は、連合会への報告をお願いしています。

注7) 換気アドバスには、CO2濃度測定や換気設備の風速計及びレーザー距離計が必要となりますが、これらの機器を貸与することを検討をしています。